

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予算額

地方消費税交付金の交付配分：消費税率5%の場合(国4% 地方1%) ⇒ 消費税率8%の場合(国6.3% 地方1.7%)
 ⇒消費税率10%の場合(国7.8% 地方2.2%。ただし、経過措置により令和2年度について2.1%)
 ※この2.2%のうち、地方配分の1.2%の引き上げ分(社会保障財源化。ただし令和2年度については2.1%のうち、1.1%)については
 町が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険保健衛生)に充てることとされており、町では下記の社会保障施策に充当を行います。

6款 地方消費税交付金	令和4年度 当初予算額	208,000千円	内 引き上げ分 (消費税率10%時 12/22)	114,000千円
-------------	-------------	-----------	-----------------------------	-----------

(単位:千円)

施策名	事業名	経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金	税等
社会福祉	障害者福祉事業	288,486	203,973			7,000	77,513
	高齢者福祉事業	78,986	3,396		12,985		62,605
	児童福祉事業	516,551	174,527		82,453	25,000	234,571
	母子福祉事業	5,100	2,477				2,623
	その他事業	54,070	17,270		3,741		33,059
社会保険	介護保険事業	224,274	15,317			20,000	188,957
	国民健康保険事業	96,725	51,613			12,500	32,612
	国民年金事業	244	244				0
保健衛生	高齢者医療事業	257,605	38,805		6,262	25,000	187,538
	病院事業	14,500				14,500	0
	疾病予防対策事業	124,274	51,834		18,395	10,000	44,045
	医療提供体制確保事業	16,984					16,984
	その他事業	373,091	25,001		28,699		319,391
合 計		2,050,890	584,457	0	152,535	114,000	1,199,898